

独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 35 号 制定

最終変更 令和 6 年 3 月 26 日 独信基 210 令和 6 年度第 311 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人農林漁業信用基金の職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類及び支払)

第 2 条 職員の給与は、本俸及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 本俸

(2) 諸手当

- ア 扶養手当
- イ 一般職職務手当
- ウ スタッフ職職務手当
- エ 特別都市手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 時間外勤務手当
- ク 一般職期末手当
- ケ スタッフ職期末手当
- コ 一般職勤勉手当
- サ スタッフ職勤勉手当
- シ 在宅勤務等手当

2 独立行政法人農林漁業信用基金就業規則（以下「就業規則」という。）第 52 条の 2 の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給与は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 本俸

(2) 諸手当

- ア 特別都市手当
- イ 通勤手当
- ウ 時間外勤務手当
- エ 一般職期末手当
- オ 一般職勤勉手当
- カ 在宅勤務等手当

3 給与は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現

金で支払う。

(給与の端数計算)

第3条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算する。ただし、1時間あたりの算定給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(本俸の決定)

第4条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき勤務成績、能力、業務経験等を考慮して決定するものとする。

(本俸の月額)

第5条 職員の本俸の月額は、一般職月額表（別表第一）及びスタッフ職月額表（別表第二）（以下「本俸月額表」という。）の定めるところによる。

- 2 一般職月額表は、スタッフ職の職員以外の職員に適用する。
- 3 スタッフ職月額表は、スタッフ職の職員に適用する。
- 4 再雇用職員の本俸の月額は、一般職月額表（別表第一）の再雇用職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。
- 5 就業規則第22条の2第3項に規定する再雇用職員（短時間勤務に限る。）の本俸の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による本俸の月額に、就業規則第22条の2第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第2項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（本俸月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(初任給の基準)

第6条 新たに採用した職員の本俸は、学歴により次のとおりとする。ただし、学校卒業後1年以上を経過した者の初任本俸は、学歴のほか職歴、年齢及び経験を勘案する。

- (1) 大学を新たに卒業した者 5等級1号
 - (2) 短期大学を新たに卒業した者 6等級3号
 - (3) 高等学校を新たに卒業した者 6等級1号
 - (4) 前3号以外の学校を卒業した者 理事長が定める等級号俸
- 2 新たに採用した職員の勤務成績を考慮するための試用期間（6月）においては、前項の規定にかかわらず、その者につき暫定的に本俸を定めることができる。

(一般職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格)

第7条 一般職月額表の適用を受ける職員（以下「一般職職員」という。）の昇給は、別途理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（職務の等級が2等級以上であるものにあっては、3号俸）とすることを標準として国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。
- 6 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

（スタッフ職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格）

- 第8条 スタッフ職月額表の適用を受ける職員（以下、「スタッフ職職員」という。）の昇給は、別途理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
 - 3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
 - 4 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。
 - 5 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

（給与の支給日及び支給方法）

第9条 職員の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月1回、その月の16日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、その日が週休日（就業規則第22条の2第1項に規定する日をいう。以下同じ。）又は休日（就業規則第24条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が週休日又は休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給又は昇格等により本俸額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで本俸を支給する。

- 4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の本俸の全額を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 6 第1項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び在宅勤務等手当並びに前月分の時間外勤務手当とする。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業者その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。）とする。

- (1) 配偶者
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（総括調整役及び1等級の職にある職員（以下、次条までにおいて「1等級職員等」という。）にあっては、3,500円）とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を別紙の扶養親族届により理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある1等級職員等が1等級職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で1等級職員等以外のものが1等級職員等となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 4 扶養手当の支給方法については、第9条第1項の規定を準用する。

(一般職職務手当)

第12条 一般職職務手当は、次の各号の一に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月額を支給する。

- (1) 総括調整役にある職員 110,000円
- (2) 参事、部長及び室長にある職員 100,000円
- (3) 考査役にある職員 95,000円
- (4) 課長にある職員 90,000円
- (5) (削除)
- (6) (削除)
- (7) 課長補佐及び室長補佐にある職員（理事長が特に認めた職員に限る。） 33,300円

- (8) 課長補佐及び室長補佐にある職員（理事長が別に定める要件を満たしている職員に限る。） 28,500 円
- 2 一般職職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第18条の規定は、第1項第1号から第6号に規定する職員には適用しない。
- 4 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。
- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

（スタッフ職職務手当）

- 第13条 スタッフ職職務手当の月額は、スタッフ職職員でその職務の等級が1等級である職員に本俸の月額及び扶養手当の合計額に100分の10を乗じて得た額を支給する。
- 2 スタッフ職職員職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第18条の規定は、スタッフ職職員の1等級及び2等級の職員には適用しない。
- 4 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。
- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

（特別都市手当）

- 第14条 特別都市手当は、東京都特別区に在勤する職員に支給する。
- 2 特別都市手当の月額は、本俸、扶養手当及び一般職職務手当の月額又はスタッフ職職務手当の月額の合計額に100分の14を乗じて得た額とする。
- 3 特別都市手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

（住居手当）

- 第15条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。
- 2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除

した額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円) を 11,000 円に加算した額

3 住居手当の支給については、第 9 条第 1 項の規定を準用する。

(支給の始期及び終期)

第 16 条 住居手当の支給は、職員に新たに前条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）、住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、その届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 前条及び前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の用具で理事長の定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩によ

り通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ただし、第 23 条の 2 の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、再雇用職員又は独立行政法人農林漁業信用基金育児休業規程（以下「育児休業規程」という。）第 13 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間における 1 箇月当たりの平均通勤回数が 10 回に満たない職員にあっては、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用

距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）等の適用を受けていた者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号。以下「給与特例法」という。）の適用を受けていた者、又は地方公務員であった者で、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）の要請に応じ引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が、理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）の通勤手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第 18 条 週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員（短時間勤務に限る。）又は育児短時間勤務職員が、週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 30 分に達するまでの間の勤務にあっては、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 週休日又は休日において勤務することを命ぜられた職員には、週休日又は休日において勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 135 (その勤務が午後 10 時から翌日の 5 時までの間である場合は、100 分の 160) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 号及び前号の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 19 条 第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本俸の月額及び一般職職務手当又はスタッフ職職務手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(一般職期末手当)

第 20 条 一般職期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 23 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6 月 30 日及び 12 月 10 日（これらの日が週休日又は休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が週休日又は休日に当たるときは、更に繰り上げた日。以下この条から第 23 条まで及び附則第 1 項第 4 号から第 7 号までにおいてこれらの日を「支給日」という。）にそれぞ

れ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 一般職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を、その者の1週間当たりの勤務時間を常勤職員の通常の1週間当たりの勤務時間である37時間30分で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び考查役の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職期末手当基礎額」という。）に、別表第三に定める、職務の等級が2等級以上である職員（以下「特定幹部職員」という。）、特定幹部職員以外の職員及び再雇用職員ごとに国家公務員の例に準じて定める期末手当支給割合（以下「別表第三に定める期末支給割合」という。）を乗じて得た額に、別表第四に定める、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める期末手当支給期間割合（以下「別表第四に定める期末手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるものほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職期末手当基礎額とする。
 - (1) 総括調整役及び1等級の職にある職員 100分の20
 - (2) 2等級の職にある職員及び3等級の職にある職員 100分の15
 - (3) 4等級の室長補佐又は課長補佐の職にある職員 100分の10
 - (4) 4等級の職にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の5
- 4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第2項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 5 職員が基準日前1箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合にあっては、一般職期末手当は支給しない。
- 6 一般職期末手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職期末手当については、この条に定めるものほか、理事長が別に定めるところによる。

（スタッフ職期末手当）

第21条 スタッフ職期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に

定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 スタッフ職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（以下「スタッフ職期末手当基礎額」という。）に、別表第三に定める期末手当支給割合を乗じて得た額に、別表第四に定める期末手当支給期間割合を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項のスタッフ職期末手当基礎額とする。
 - (1) 1等級及び2等級の職にある職員 100分の20
 - (2) 3等級の職にある職員 100分の15
- 4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第2項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 5 職員が基準日前1箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合にあっては、スタッフ職期末手当は支給しない。
- 6 スタッフ職期末手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(一般職勤勉手当)

- 第22条 一般職勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 一般職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び考查役の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「一般職勤勉手当期別支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「一般職勤勉手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
 - 3 第20条第3項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、

同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職勤勉手当基礎額とする。

- 4 第 20 条第 4 項及び第 5 項の規定は、一般職勤勉手当の支給について準用する。
- 5 一般職勤勉手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職勤勉手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（スタッフ職勤勉手当）

第 23 条 スタッフ職員勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 スタッフ職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（以下「スタッフ職勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「スタッフ職勤勉手当支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「スタッフ職勤勉手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 第 21 条第 3 項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項のスタッフ職勤勉手当基礎額とする。
- 4 第 21 条第 4 項及び第 5 項の規定は、スタッフ職勤勉手当の支給について準用する。
- 5 スタッフ職勤勉手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（在宅勤務等手当）

第 23 条の 2 就業規則第 19 条の 2 に基づき、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間及び勤務しないことにつき特に承認があった時間を除く。）の全部を勤務することを、3 箇月以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。
- 3 在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(欠勤者の給与)

第 24 条 職員が欠勤した場合には、次の各号により給与を支給する場合を除くほか、その欠勤日数を基礎として日割りによって計算した額を給与額から減じて支給する。

- (1) 年次休暇、特別休暇、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下次条において同じ。）による負傷若しくは疾病による病気休暇の場合は、全期間について給与の全額を支給する。
- (2) 前号に規定する以外の負傷又は疾病による病気休暇であって医師の証明に基づく 90 日以内の期間については、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当のそれぞれ全額を支給する。

(休職者の給与)

第 25 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命ぜられた場合には、その休職の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、満 2 年に達するまでは本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 3 職員が前 2 項以外の負傷又は疾病により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、満 1 年に達するまでは、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本俸、扶養手当、特別都市手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 職員が前各項に規定する理由以外の理由により休職を命ぜられた場合には、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当のそれぞれ全部又は一部を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者等の給与)

第 26 条 育児休業規程により育児休業又は育児短時間勤務若しくは育児時間を取得する職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業規程第 2 条第 1 項の規定に基づき育児休業をしている期間については、給

与を支給しない。ただし、第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 ヶ月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間を含む。ただし、独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当支給細則第 2 条第 1 項第 2 号又は第 4 号若しくは同細則第 3 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる職員として在職した期間を除く。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を理事長が別に定めるところにより支給する。

- (2) 育児短時間勤務職員の場合 その者の本俸に算出率を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。職務手当の支給についても同様とする。
- (3) 育児休業規程第 23 条第 1 項の規定に基づき育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第 30 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項に該当する職員にあっては、勤務 1 時間当たりの給与額を算出するにあたり、職務手当は算入しないものとする。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前 2 項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(自己啓発等休業者の給与)

- 第 27 条 独立行政法人農林漁業信用基金職員自己啓発等休業規程第 3 条第 3 項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前 2 項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休暇者の給与)

- 第 28 条 就業規則第 35 条の規定に基づき介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第 30 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項に該当する職員にあっては、勤務 1 時間当たりの給与額を算出するに当たり、職務手当は算入しないものとする。
- 2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該

介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号俸について必要な調整を行うことができる。

3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(長期職場離脱日の給与)

第29条 就業規則第41条の2の規定に基づき、長期職場離脱を命ぜられた場合の職場離脱日の給与は、その給与の全額を支給する。

(自宅待機期間の給与)

第29条の2 就業規則第41条の3の規定に基づき、自宅待機を命ぜられた場合のその期間の給与は、その給与の全額を支給する。

(給与の減額)

第30条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の非常時払い)

第31条 職員が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常時の場合の費用に充てるため給与の支払いを請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し支払うことができる。

(施行細則)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

本俸月額表

別表第一 一般職月額表(第5条関係)

(単位:円)

等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	416,100	338,700	278,800	251,800	217,900	181,400
2	418,500	341,300	281,000	253,100	219,200	183,100
3	420,900	343,700	283,200	254,500	220,900	184,800
4	423,500	346,200	285,300	255,800	222,200	186,400
5	426,100	348,300	287,400	257,000	224,000	188,100
6	428,800	350,900	289,500	258,400	225,500	189,800
7	431,600	353,300	291,800	259,700	226,700	191,400
8	433,900	355,900	293,800	261,000	228,000	193,100
9	436,300	358,300	296,000	262,300	229,000	194,800
10	439,000	360,900	297,800	263,900	230,300	196,400
11	441,700	363,400	299,900	265,200	231,800	198,100
12	444,200	365,900	302,200	266,500	233,300	199,800
13	446,800	368,400	304,000	268,200	234,700	201,400
14	449,400	370,800	306,300	269,400	236,200	203,100
15	452,100	373,100	308,400	270,800	237,400	204,700
16	454,500	375,500	310,600	271,900	238,700	206,200
17	457,100	377,400	312,600	273,200	240,100	207,600
18	459,700	379,800	314,300	274,600	241,300	208,900
19	462,300	382,100	316,500	276,600	242,200	209,800
20	464,800	384,600	318,600	278,500	243,200	211,000
21	467,200	387,000	320,700	280,000	243,800	212,100
22	469,300	389,500	322,600	281,500	245,200	213,400
23	471,500	391,800	324,700	283,400	246,100	214,900
24	473,900	394,200	326,800	285,300	246,500	216,400
25	476,300	396,500	328,600	286,700	247,500	217,700
26	478,700	398,700	330,800	288,300	248,800	218,800
27	481,200	400,900	332,500	290,000	249,900	220,100
28	483,700	403,100	334,700	291,500	251,300	221,600
29	486,200	405,400	336,800	293,000	252,500	223,200
30	488,700	407,600	339,000	294,300	253,100	224,600
31	491,100	409,600	340,900	295,900	254,200	226,000
32	493,500	411,700	342,900	297,500	255,000	227,500
33	495,400	413,800	345,100	299,100	256,300	229,200
34	497,800	415,800	347,100	300,700	257,800	230,600
35	500,200	417,900	349,200	302,400	259,000	232,100
36	502,600	419,600	351,200	304,200	260,200	233,500
37	505,000	421,700	352,800	306,000	261,500	234,400
38	507,200	423,400	354,800	307,700	262,900	235,100
39	509,100	425,700	356,700	309,500	264,400	236,200
40	510,900	427,500	358,800	310,900	265,900	237,300
41	512,800	429,700	360,900	312,600	267,300	238,200
42	514,700	431,800	362,900	314,500	268,900	239,600
43	516,600	433,900	365,000	316,300	270,500	240,700
44	518,500	435,600	367,000	318,200	272,000	242,100
45	520,500	437,800	368,900	320,100	273,600	243,200
46	522,300	439,800	370,900	321,800	275,200	244,600
47	524,100	441,800	372,800	323,700	276,600	246,200
48	525,900	443,600	374,800	325,500	278,000	247,700
49	527,700	445,600	376,500	327,200	279,600	249,200
50	529,400	447,600	378,400	329,000	281,200	250,700
51	531,200	449,700	380,000	330,700	282,600	252,000
52	532,800	451,700	381,900	332,500	284,100	253,300
53	534,400	453,800	383,800	334,400	285,600	254,700
54	536,000	455,800	385,200	336,100	287,100	256,000
55	537,500	457,900	387,100	337,800	288,700	256,900
56	539,100	459,400	388,600	339,500	290,100	257,800
57	540,700	461,400	390,400	341,000	291,500	259,000
58	542,300	463,400	392,300	342,600	292,600	259,900
59	543,900	465,400	394,100	344,200	293,800	260,600
60	545,400	467,400	395,700	345,500	295,200	261,800
61	546,900	469,200	397,300	346,500	296,000	263,100
62	548,500	471,000	399,300	347,900	297,300	263,700
63	550,100	472,800	401,300	349,000	298,700	264,700
64	551,700	474,600	403,300	350,400	300,000	265,400
65	553,400	476,400	405,300	351,300	301,200	266,500
66		478,100	407,100	352,800	302,300	267,300
67		479,800	409,000	354,200	303,400	267,900
68		481,400	410,500	355,300	304,400	268,500
69		483,000	412,300	356,800	305,200	269,000
70		484,600	414,100	358,300	306,100	269,500
71		486,000	415,800	359,800	307,000	270,000
72		487,500	417,600	361,200	307,900	270,700
73		488,800	419,300	362,600	308,700	271,100
74		490,100	420,900	364,100	309,400	271,400
75		491,500	422,600	365,300	310,000	271,700
76		492,800	424,100	366,700	310,400	271,900
77		494,100	425,600	368,200	310,800	272,500
78		495,300	427,000	369,700	311,200	273,000
79		496,500	428,400	371,000	311,600	273,400
80		497,700	429,700	372,500	312,000	273,900
81		498,800	430,900	373,800		
82		499,900	432,100	375,100		
83		500,900	433,200	376,300		
84		501,900	434,300	377,100		
85		502,900	435,400	378,100		
86		503,800	436,500	379,000		
87		504,700	437,500	379,900		
88		505,600	438,500	380,700		
89		506,300	439,400	381,400		
90		507,000	440,300	382,000		
91		507,300	441,100	382,500		
92		507,600	442,000	383,000		
93		507,900	442,800	383,400		
94		508,200	443,600	383,700		
95		508,400	444,300	383,800		
96			445,000			
97			445,600			
98			445,900			
99			446,200			
100			446,500			
101			446,800			
102			447,100			
103			447,400			
104			447,700			
105			448,000			
106			448,300			
107			448,600			
108			448,900			
109			449,100			
再雇用職員	348,200	281,500	245,300	228,100	192,400	

備考：総括調整役

559,000 円とする。

大学卒試験採用職員のうち5等級1号俸を受ける者の俸給月額は、
この表にかかわらず、
209,900 円とする。

別表第二 スタッフ職月額表(第5条関係)

(単位:円)

等級 号俸	1等級	2等級	3等級
1	478,600	425,900	348,300
2	484,200	430,400	350,300
3	489,700	434,800	352,100
4	495,000	439,000	353,900
5	500,400	442,900	355,300
6	505,700	446,400	357,100
7	510,900	450,200	358,800
8	515,300	454,000	360,500
9	518,500	457,400	362,500
10	521,200	461,600	364,300
11	524,000	465,600	366,100
12	526,400	469,600	367,900
13	528,600	473,300	370,000
14	530,500	476,200	372,000
15	532,300	479,500	374,000
16	534,100	482,700	376,000
17	535,600	485,700	377,800
18	537,200	488,600	379,700
19	538,800	491,100	381,600
20	540,100	493,500	383,300
21	541,400	495,600	385,300
22	542,700	497,600	386,800
23	544,000	499,400	388,800
24	545,300	501,000	390,700
25	546,600	502,500	392,000
26	547,900	504,000	394,000
27	549,200	505,500	395,700
28	550,500	507,000	397,500
29	551,800	508,500	399,400
30	553,100	510,000	401,200
31		511,500	403,000
32		513,000	404,500
33		514,500	405,900
34		516,000	407,400
35		517,500	408,800
36		519,000	410,100
37		520,500	411,400
38		522,000	412,900
39		523,500	414,400
40		525,000	415,800
41		526,500	417,200
42		528,000	418,500
43		529,500	419,900
44		531,000	421,200
45		532,500	422,500
46		534,000	423,800
47		535,500	425,100
48		537,000	426,300
49		538,500	427,500
50		540,000	428,600
51		541,500	429,600
52		543,000	430,600
53		544,500	431,600
54		546,000	432,600
55		547,500	433,500
56		549,000	434,400
57		550,500	435,200
58		552,000	436,000
59		553,500	436,700
60		555,000	437,400
61		556,500	438,000
62		558,000	438,600
63		559,500	439,100
64		561,000	439,600
65		562,500	440,000
66			440,400
67			440,700
68			440,900
69			441,200
70			441,500
71			441,800
72			442,100
73			442,400
74			442,700
75			442,900
76			443,200
77			443,500

別表第三 期末手当支給割合（第20条及び第21条関係）

区分	支 給 率		
	特定幹部職員	特定幹部職員以外の職員	再雇用職員
6月30日に支給する期末手当	100分の102.5	100分の122.5	100分の68.75
12月10日に支給する期末手当	100分の102.5	100分の122.5	100分の68.75

別表第四 期末手当支給期間割合（第20条及び第21条関係）

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の 80
3箇月以上5箇月未満	100分の 60
3箇月未満	100分の 30

附 則

- 1 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（職務の等級が 2 等級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本俸月額 当該特定職員の本俸月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（以下この項において「本俸月額減額基礎額」という。）
 - 二 スタッフ職職務手当 当該特定職員のスタッフ職調整手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 三 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 四 一般職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 20 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（第 20 条第 2 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される一般職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される一般期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 五 スタッフ職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 21 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額）に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 六 一般職勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 22 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（第 22 条第 2 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条第 2 項に規定する一般職勤勉手当期別支給割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（同条第 3 項において準用する第 20 条第 3 項の

規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額）

七 スタッフ職勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の合計額（第 23 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する割合を乗じて得た額にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 23 条第 3 項に規定する一般職勤勉手当期別支給割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（同条第 3 項において準用する第 21 条第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 23 条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額）

八 第 25 条第 1 項から第 5 項まで規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 25 条第 1 項 前各号に定める額

ロ 第 25 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 25 条第 4 項 第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 23 条第 5 項 第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

2 附則第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 30 条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第 24 条 2 号の規定にかかわらず、就業規則第 36 条第 3 項及び第 4 項に定める職員の負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、本俸の半額を減ずる。なお、本俸を算定基礎とする特別都市手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当については、半減後の本俸を基礎とする。

附 則（平成 15 年 10 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 35 号）

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金設立の際、農林漁業信用基金（以下「旧法人」という。）の職員であった者で、引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者の第 7 条第 1 項及び第 18 条第 3 項の在職期間の算定については、旧法人の職員であった期間を独立行政法人農林漁業信用基金の在職した期間とみなす。
- 3 平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、この規程の給与の額について改正された場合は、平成 15 年 9 月 30 日以前に旧法人に在職していた職員の給与の額についても旧法人の職員給与規程の従前の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたとみなされた給与の額と同日以前に支払われた給与の額との差額を調整するものとする。
- 4 第 2 項に規定する職員のうち、平成 11 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員のうち、基準日において 55 歳（以下「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において 58 歳を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。
- 5 基準日前から引き続き在職する職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において 49 歳を超え、55 歳を超えていない職員については、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして、改正後の規程第 6 条第 4 項の本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、次の各号に掲げる基準日における年齢の区分に応じて、当該各号に掲げる回数に限り昇給をさせることができる。
 - (1) 基準日において 53 歳を超えている者 3 回
 - (2) 基準日において 50 歳を超え、53 歳を超えていない者 2 回
 - (3) 基準日において 49 歳を超え、50 歳を超えていない者 1 回

基準日以降に新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

附 則（平成 15 年 12 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 217 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。
(職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え等)
- 2 この規程の施行日の前日において本俸月額表に定める職務の級における最高の号俸を超える本俸月額を受けていた職員の施行日における本俸月額（本俸月額及びこれを受けける期間に通算されることとなる期間）は、理事長が別に定める。

(職員が受けている本俸月額の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けている本俸月額は、改正前の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額の算定は、平成 15 年 4 月 1 日（その後、新たに職員となった者については、その職員となった日又はその属する月）において、職員が受けるべき改正前の基準内給与（本俸、扶養手当及び職務手当）の月額から、改正後におけるこれらの給与の月額を減じて得た額に、同年 10 月からこの規程の施行日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則（平成 16 年 12 月 6 日 独信基(101) 平成 16 年第 552 号）

この規程は、平成 16 年 12 月 6 日から適用する。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日 独信基(602) 平成 17 年第 264 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程第 18 条第 3 項から第 8 項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 17 年 4 月 1 日（同年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 独信基(602)平成 17 年第 360 号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 5 条別表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、国家公務員の例に準じて、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて理事長が別に定めるところによる。

なお、職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え、切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸についても国家公務員の例に準じて理事長が別に定めるところによる。

- (本俸の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き第 5 条別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額（平成 24 年 4 月 1 日において職員である者にあっては、当該本俸月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。
 - 4 前項の規定による本俸を支給される職員に関する第 13 条第 1 項、第 19 条、第 20 条第 2 項、同条第 3 項、第 21 条第 2 項、同条第 3 項、第 22 条第 2 項、同条第 3 項、第 23 条第 2 項及び第 3 項中「本俸の月額」とあるのは、「本俸月額と平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本俸の額との合計額」とする。

附 則（平成 18 年 5 月 31 日 独信基(602)平成 18 年第 59 号）
この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 19 年 3 月 30 日 独信基(602)平成 18 年第 337 号）
(施行期日)
- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(本俸月額表の適用除外)
 - 2 施行日の前日から引き続き第 5 条第 1 項別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が改正後の規程第 5 条第 1 項別表においてその者の属する職務の等級における最高の号俸を超えることとなる職員には、改正後の規程第 5 条第 1 項別表にかかわらず施行日の前日において受けていた職務の等級及び号俸に基づく額を本俸として支給する。
(職務手当の定額化に関する特例措置)
 - 3 施行日の前日から引き続き在職する調査役の第 11 条第 2 項第 3 号の職務手当の月額は

92,700円とする。

(職務の切替えに伴う経過措置)

4 改正後の規程第11条第2項及び前項の規定による職務手当の額がこの規程の施行日の前日に適用されていた職務手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を職務手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

5 改正後の規程第11条第2項及び附則第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第11条の規定にかかわらず第11条の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を控除した額とする。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

6 施行日の前日から引き続き第18条第2項及び第19条第2項の適用を受ける総括調整役にあっては、改正後の規程第18条第2項及び第19条第2項中、「100分の23」とあるのは「100分の16」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成19年12月17日 独信基(602)平成19年第249号）

(施行期日)

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(職務手当の変更に関する特例措置)

2 平成19年12月31日以前に農業第一部次長、農業第二部次長、農業経営改善融資室長及び林業部審議役として在職し、平成20年1月1日に考查役として在職する職員の第11条第1項第3号の職務手当の月額は100,000円とする。

3 平成19年3月31日以前から引き続き在職する調査役の第11条第1項第5号の職務手当の月額は90,000円とする。

(職務の切替えに伴う経過措置)

4 改正後の規程第11条第1項並びに附則第2項及び第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた職務手当の額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を職務手当として支給する。

- (1) 平成20年1月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

5 改正後の規程第11条第1項並びに附則第2項及び第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第11条第1項の規定にかかわらず第11条第1項の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を控除した額とする。

- (1) 平成20年1月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則(平成20年3月31日 独信基(602)平成19年第363号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月9日 独信基(602)平成20年第202号)

この規程は、平成20年7月10日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 独信基602平成20年度第10089号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日 独信基602平成21年度第14号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年8月15日 独信基602平成21年度第50号)

この規程は、平成21年8月15日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日 独信基 602 平成 21 年度第 119 号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定並びに平成 21 年 12 月 1 日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあっては、平成 21 年 4 月 1 日（平成 21 年 4 月 2 日から平成 21 年 11 月 30 日までの間に国等から引き続き職員となった者にあっては採用された日）において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数（同年 4 月から同年 11 月 30 日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員（国等から引き続き職員となった者を除く。）にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（別表）

俸給表	等級	号俸
一般職月額表	6 等級	1 号俸から 37 号俸まで
	5 等級	1 号俸から 18 号俸まで

- (2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された（国等から引き続き職員となった者にあっては同日に採用されていたとすれば支給された）期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じた額

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 独信基 602 平成 21 年度第 192 号）
この規程は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

- 附 則（平成 22 年 11 月 30 日 独信基 602 平成 22 年度第 71 号）
(施行期日)
- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定並びに平成 22 年 12 月 1 日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 12 月 1 日において減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあっては、平成 22 年 4 月 1 日（平成 21 年 4 月 2 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に国等から引き続き職員となった者にあっては採用された日）において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数（同年 4 月から同年 11 月 30 日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員（国等から引き続き職員となった者を除く。）にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（別表）

本俸月額表	等級	号俸
一般職月額表	6 等級	全号俸
	5 等級	全号俸
	4 等級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 36 号俸まで
スタッフ職月額表	3 等級	1 号俸から 5 号俸

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された（国等から引き続き職員となった者にあっては同日に採用されていたとすれば支給された）期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じた額

附 則（平成 23 年 3 月 22 日 独信基 602 平成 22 年度第 102 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第 2 条 平成 23 年 4 月 1 日（以下、この条において「調整日」という。）において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日（以下、この条において「基準日」という。）において第 7 条第 1 項から第 5 項までの規定により昇給した職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職

員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年9月30日 独信基602 平成23年度第75号）
この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 独信基602 平成23年度第156号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成24年6月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第20条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項並びに第25条第2項から第5項までの規定並びに平成24年4月1日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日（同月2日から翌年3月31日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日。同月2日から翌年3月31日までの間に減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）となった者にあっては、減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けた本俸、扶養手当、一般職職務手当、スタッフ職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額（独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から翌年3月までの月数（同年4月1日から翌年3月31日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額

(別表)

本俸月額表	等級	号俸
一般職月額表	6等級	1号俸から80号俸まで
	5等級	1号俸から56号俸まで
	4等級	1号俸から62号俸まで
	3等級	1号俸から48号俸まで
	2等級	1号俸から35号俸まで
スタッフ職月額表	3等級	1号俸から19号俸まで
	2等級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成24年4月1日（以下、この項において「調整日」という。）において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下、この項において「基準日」という。）において第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日（以下、この項において「調整日」という。）において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日（以下、この項において「基準日」という。）における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日（以下、この項において「調整日」という。）において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日

及び平成 25 年 4 月 1 日（以下、この項において「基準日」という。）における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第 7 条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の特例）

- 6 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第 5 条別表の適用を受ける職員に対する本俸月額（平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本俸を含む。）の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（別表）

本俸月額表	等級等	割合
一般職月額表	総括調整役・1・2 等級	100分の9.77
	3・4 等級	100分の7.77
	5・6 等級・再雇用	100分の4.77
スタッフ職月額表	1・2 等級	100分の9.77
	3 等級	100分の7.77

- 7 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 一般職職務手当 当該職員の一般職職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) スタッフ職職務手当 当該職員の本俸月額に対するスタッフ職職務手当の本俸月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該職員の本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の一般職職務手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (4) 一般職期末手当 当該職員が受けるべき一般職期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (5) スタッフ職期末手当 当該職員が受けるべきスタッフ職期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (6) 一般職勤勉手当 当該職員が受けるべき一般職勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗

じて得た額

- (7) スタッフ職勤勉手当 当該職員が受けるべきスタッフ職勤勉手当の額に、100 分の
9.77 を乗じて得た額
- (8) 第 25 条第 1 項から第 5 項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される
次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
- イ 第 25 条第 1 項 前項及び前各号に定める額
- ロ 第 25 条第 2 項又は第 3 項 前項及び第 3 号から第 5 号までに定める額に 100 分
の 80 を乗じて得た額
- ハ 第 25 条第 4 項 前項及び第 3 号に定める額に、同項の規定により当該職員に支
給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第 25 条第 5 項 前項及び第 3 号から第 7 号までに定める額に、同項の規定に
より当該職員に支給される給与の全部又は一部

8 特例期間においては、第 18 条、第 26 条、第 28 条及び第 30 条に規定する勤務 1 時間当
たりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、
本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間
当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得
た額に相当する額を減じた額とする。

9 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項の規定
の適用を受ける職員に対する第 6 項、第 7 項第 2 号から第 8 号まで並びに第 8 項の規定
の適用については、第 6 項中「本俸月額に、」とあるのは「本俸月額から独立行政法人農
林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に、」
と、第 7 項第 2 号中「スタッフ職務手当の本俸月額」とあるのは「スタッフ職務手当
の本俸月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 2 号に定める
額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「本俸月額及びスタッフ職務手当の本俸
に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額及びスタッフ職務手当の本俸月額
に対する特別都市手当の月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1
項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「一般職期末手当の額」
とあるのは「一般職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則
第 1 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号中「スタッフ職期末
手当の額」とあるのは「スタッフ職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員
給与規程附則第 1 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号中「一般職
勤勉手当の額」とあるのは「一般職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員
給与規程附則第 1 項第 6 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 7 号中「スタ
ッフ職勤勉手当の額」とあるのは「スタッフ職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信

用基金職員給与規程附則第1項第7号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項及び第3号から第5号まで」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号から第5号まで」と、同号ハ中「前項及び第3号」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号」と、同号ニ中「前項及び第3号から第5号まで」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号から第7号まで」と、第8項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第2項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

附 則（平成25年4月1日 独信基602 平成24年度第103号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月1日 独信基602 平成25年度第79号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日 独信基602 平成25年度第104号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、第14条の規定の適用は、平成25年4月1日とする。

附 則（平成26年12月1日 独信基602 平成26年度第64号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

なお、第5条に規定する本俸月額表及び第17条の規定の適用は、平成26年4月1日とする。

（給与の内払）

2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年4月1日 独信基602 平成26年度第100号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本俸月額の改定に伴う経過措置）

2 施行日の前日から引き続き同一の本俸月額表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日に受けている本俸月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31

日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

- 3 施行日以降に新たに本俸月額表の適用を受けることとなった職員（国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者に限る）について、前項の規定による本俸を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本俸を支給する。
- 4 前2項の規定による本俸を支給される職員に関する第13条第1項、第14条第2項、第19条、第20条第2項、同条第3項、第21条第2項、同条第3項、第22条第2項、同条第3項、第23条第2項、同条第3項、第24条第2号、第25条第2項から第5項、第26条第2号、附則第1項から第3項中「本俸」とあるのは、「本俸と平成27年改正規程附則第2項の規定による本俸との合計額」とする。

附 則（平成28年2月25日 独信基602 平成27年度第100号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第5条に規定する本俸月額表及び第14条の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年4月20日 独信基602 平成28年度第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第14条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年11月21日 独信基602 平成28年度第66号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第5条に規定する本俸月額表は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日 独信基 602 平成 28 年度第 107 号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 32 年 3 月 31 までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の扶養手当の月額は、この規程による改正後の第 10 条第 3 項の規定にかかわらず次の別表によるものとし、職員に配偶者がない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 29 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円とする。

別表（各年度における扶養手当の手当額）

第10条第 2 項	扶養親族		年度		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度
第 1 号	配偶者	1 等級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
		1 等級職員等以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
第 2 号	子		8,000円	10,000円	10,000円
第 3 号	父母等	1 等級職員等	6,500円	6,500円	6,500円
第 4 号 第 5 号 第 6 号		1 等級職員等以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の第 11 条第 1 項第 2 号の次に次の 2 号を加えて適用する。
- (3) 子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

- 4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の第 11 条第 2 項ただし書の既定は、同条第 1 項第 3 号に掲げる事実が生じた場合における当該子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の第 11 条第 3 項第 5 号の次に次の 1 号を加えて適用することとし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、同項第 3 号及び第 4 号の規定は適用しない。
 - (6) 扶養手当を受けている職員について、第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事実が生じた場合

附 則（平成 29 年 12 月 8 日 独信基 602 平成 29 年度第 106 号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日 独信基 602 平成 29 年度第 112 号）
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。ただし、この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、附則第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(給与の内払)
- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 3 平成 30 年 4 月 1 日（以下、この項において「調整日」という。）において 37 歳に満たない職員のうち、平成 27 年 1 月 1 日（以下、この項において「基準日」という。）において第 7 条第 1 項から第 5 項までの規定により昇給した職員及び基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日 独信基 602 平成 30 年度第 71 号）
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 3 日 独信基 602 平成 30 年度第 112 号）
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。ただし、この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日 独信基 602 平成 30 年度第 179 号）
(施行期日)

- 1 この規程の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 27 日 独信基 602 令和元年度第 206 号）
(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和元年 11 月 27 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条第 1 項の一般職月額表は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 15 条の規定は、令和 2 年 4 月分以後の住居手当について適用し、同年 3 月分以前の住居手当については、なお従前の例による。
- 3 この規程の変更の施行の日前に改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日 独信基 601 令和 2 年度第 85 号）
(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和 2 年 9 月 25 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 21 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 24 条第 2 号並びに第 25 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当

の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 特定幹部職員 107.5分の15
- (2) 特定幹部職員以外の職員 127.5分の15
- (3) 再雇用職員 72.5分の10

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和4年11月22日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項の本俸月額表は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規程の変更の施行の日前に改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程の変更は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和5年11月28日から施行する。
ただし、変更後の第5条第1項の本俸月額表（再雇用職員を除く。）は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規程による変更後の第5条第4項及び同条第5項の規定については、令和6年1月1日から適用する。
- 3 この規程による変更後の第14条第2項の規定については、令和5年4月1日から適用する。
(令和5年4月1日から同年12月31日までの間における再雇用職員の本俸月額表における特例措置)
- 4 令和5年4月1日から同年12月31日までの間における再雇用職員の本俸の月額は、この規程による変更前の別表第一の備考に定める額にかかわらず次の表のとおりとし、令和5年4月1日から適用する。

職員の区分	本俸の月額
再雇用職員（短時間勤務）	114,100
再雇用職員（常勤）	228,100

(経過措置)

5 第20条第1項に規定する基準日が令和5年12月1日である場合における同条第2項に規定する期末手当支給割合は、同項の規定にかかわらず、次表に定める割合とする。

区分	支給率		
	特定幹部職員	特定幹部職員以外の職員	再雇用職員
12月10日に支給する期末手当	100分の105	100分の125	100分の70

6 この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程の変更は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

扶養親族届

年 月 日 提出

記入上の注意

1. 年金申請書には、専門所得のほか、資産運用、事業運営等の所得があれば、これらも種類ごとにその金額を記入すること。
易筋年金月額には、扶養親族等の要素を考慮するに至った者がある場合は扶養親族等の要素を考慮して至った者がある場合、それぞれの事実の生じた日を記入すること。
 2. 届出の事由欄には、扶養親族等の支給を受ける事実がなくなった事由(たとえば、満22歳以上、離婚・死亡等)をそれぞれ記入すること。
 3. 配偶者や家族等の年収が130万円を超える扶養親族に該当しないため、所得のある場合には証明書を添付すること。
 4. 記入後は、電子メールへ添付して提出すること。

住居届

年 月 日提出

理事長 殿	所属		届出の理由			
	職名		<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 支給要件の喪失		
	氏名		<input type="checkbox"/> 転居	<input type="checkbox"/> 家賃の額の改定		
			<input type="checkbox"/> 契約関係の変更 (契約の更新を含む。)	<input type="checkbox"/> その他		
			上記事実の発生年月日			
			年	月	日	
住居の実情を届出します。 (契約書等証明書類 通添付) ※						
職員給与規程第15条第1項	契約開始年月日	年 月 日	住宅への入居日	年 月 日		
	住宅の所在地					
	住宅の所有者	(続柄)	住所			
	住宅の貸主	(続柄)	住所			
	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族(氏名)	共同名義人が	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		[氏名](続柄) [氏名](続柄)
	家賃等	月額 円 (年 月 日から)	上記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス代又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄付き下宿代)			
上記のとおり						
<input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、住居手当の月額は、職員給与規程第15条第2項に掲げる額 _____ 円とする。						
年 月 日						
理事長						

記入上の注意

1. 借り主との契約書の写しを添付すること。(契約の更新がある場合は、更新毎に提出すること。)
2. 住民票を添付すること。
3. 家賃支払いの証拠書類を添付すること。
4. 記入後は、電子メールに添付して提出すること。